

5-9 つくば市教育・保育給付費等管理システム導入・運用保守業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 件名

5-9 つくば市教育・保育給付費等管理システム導入・運用保守業務委託

(2) 業務目的

つくば市教育・保育給付費等管理システム導入・運用保守業務委託は、教育・保育施設に対する給付等各種業務について、ペーパーレス化、対面式のヒアリング廃止等により、以下における業務の効率化と事業者を含めた担当職員の事務負担軽減及び業務の質向上を目的としている。

- I 施設情報、職員情報、児童情報に基づき、施設型給付費や地域型保育給付費等の請求
- II 各施設の職員配置基準に基づいた費用の額の算定に係る加算申請
- III 処遇改善等加算に係る加算率認定及び実績報告

(3) 対象施設種別

下記の施設種別に対応すること

I 施設型給付

- (ア) 保育所
- (イ) 認定こども園
- (ウ) 新制度移行幼稚園

II 地域型保育給付

- (ア) 小規模保育事業
- (イ) 家庭的保育事業
- (ウ) 居宅訪問型保育事業
- (エ) 事業所内保育事業

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 業務内容

- I 教育・保育給付費等管理システムの導入
- II 教育・保育給付費等管理システムの運用・保守
- III システムについての操作マニュアルの提供・更新
- IV システムの操作手順についての研修会の実施
- V 本市職員及び保育施設職員からの電話・メール等による問い合わせの対応

(6) 場所

つくば市役所 こども部幼児保育課

(7) 想定対象施設数等

施設種別	令和5年4月1日現在	契約期間内の増減の見込み
保育所（分園を含む）	51	あり
認定こども園	9	あり
新制度移行幼稚園	1	あり
未移行幼稚園	4	あり
小規模保育事業	24	あり
家庭的保育事業	0	
事業所内保育事業	0	
居宅訪問型保育事業	0	

対象施設が増減した場合は、適宜対応すること。

2 システム内容

(1) 基本要件

- I 定期的なバージョンアップ（機能拡張）を図るため、ASP サービスの形態で提供すること。
- II 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に本市に報告すること。また、権利を侵害していた場合には、損害賠償責任をはじめとする全ての責任は受託者が負うものとする。
- III LGWAN-ASP での運用実績が1年以上であること。
- IV 保育施設を運営する他の地方公共団体において、2団体以上の導入・運用実績があること。

(2) 機能要件

別紙「提供機能一覧表」の必須項目の機能を提供できること。

(3) システム・ネットワーク要件

I 全般

- (ア) 本市が利用する機能は、LGWAN-ASP 環境から利用できること。
- (イ) 各施設が利用する機能は、インターネット環境から利用できること。
- (ウ) インターネット側から直接データベースサーバーにアクセスできない構成とすること。
- (エ) 本市が当該サービスを利用する際に、関連するすべてのサーバが国内に設置されていること。

- (o) サーバ障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバ、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
- (k) システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないシステムであること。
- (キ) バックアップデータは業務上の必要性を加味した上で最低限5世代（日次）取得できるよう構築すること。
- (ク) 本市は管理者権限を有し、全システム情報に関して登録・修正・閲覧・出力が可能であること。
- (ケ) 各施設に付与する利用者権限は、自施設のみの情報に関する登録・修正・閲覧・出力が可能であること。

II セキュリティ要件

- (ア) 「つくば市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (イ) ID/パスワード等により利用者の識別を行う機能を設けること。また、端末認証も行うこと。
- (ウ) コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等により、不正プログラム対策を講じること。
- (エ) サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を講じること。
- (オ) 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については LGWAN 側・インターネット側ともに通信経路上の暗号化（TLS 暗号化通信）を行うこと。
- (カ) ファイヤーウォール、IDS、WAF 等による不正アクセス対策が講じられていること。
- (キ) LGWAN-ASP 環境内に無害化サーバを設置し、ファイルの無害化を行うこと。

III 端末、機器要件

No	項目	要件
1	OS	Windows 10～
2	メモリ	8GB
3	ブラウザ	Microsoft Edge : 105.0.1343.53 (一部端末 : 104.0.1293.54) Google Chrome : 104.0.5112.81

3 導入作業

(1) セットアップ

- I 運用開始するにあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- II 契約後速やかにシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細なスケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。

- Ⅲ 契約後速やかに作業員全ての氏名、所属を明らかにした業務従事者一覧を提出すること。
- Ⅳ 作業員の中から本委託における業務責任者を指名し、本市に通知すること。なお、業務責任者は受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者でなくてはならない。

(2) 操作マニュアル

- Ⅰ 運用開始までに本市職員及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- Ⅱ 操作マニュアルは、IT 知識が乏しい者が理解できるよう、専門用語を使わず、分かりやすいものにする。
- Ⅲ 修正・変更が生じた場合は、随時改定すること。

(3) 研修

- Ⅰ 本市と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。原則、運用開始までに、市職員対象と施設職員対象の研修各 1 回を、本市の指定する場所で実施すること。
- Ⅱ 契約期間中に新設された施設の職員対象研修については、適宜対応すること。
- Ⅲ 実施方法は、オンラインでの遠隔研修を行う等、柔軟に対応すること。
- Ⅳ 研修に係る費用は全て受託者が負担すること。

4 運用保守

(1) 稼働時間

システムの稼働時間は 24 時間 365 日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要になる場合は、事前に本市に申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- Ⅰ 本市及び各施設からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- Ⅱ ヘルプデスクへの問い合わせは、年末年始を除く平日 9 : 00 から 18 : 00 で受け付けること。
- Ⅲ 電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- Ⅳ 電子メール等での問い合わせは、24 時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日とする。

(3) 障害対応

- Ⅰ 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- Ⅱ 障害が発生した場合には速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること。
- Ⅲ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(4) システム保守

- I 機能改善などのバージョンアップがある場合には、事前に通知したうえで行うこと。
- II OS や Web ブラウザのバージョンアップには適宜対応すること。
- III 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。
- IV 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- V 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い、制度変更へ対応すること。
また、実装期間については、単価更新など軽微なものは単価確定後速やかに対応することとし、それ以上の開発作業が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。

(5) アクセス監視

アクセスログをユーザーID ごとに保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

5 個人情報保護についての留意事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- (2) 本契約業務上知り得た個人及び情報システムに関する情報の、紛失、改ざん及び破損を防止するため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。特に情報漏洩等安全上の脆弱性が想定されるファイル交換ソフトウェア等は使用してはならない。
- (3) 本契約業務に従事する者に個人及び情報システムに関する情報を取り扱わせる場合は、当該情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な教育及び監督を行わなければならない。
- (4) 個人及び情報システムに関する情報の安全管理が図られるように責任者（監督者）をおき、その管理体制を本市に報告しなければならない。
- (5) 個人及び情報システムに関する情報に係る事務の処理に従事している者または従事していた者は、その事務処理に関して知り得た当該情報を漏らしてはならない。
- (6) 本市が提供した個人及び情報システムに関する情報の内容を、他の用途に使用してはならない。
- (7) 本契約業務上知り得た個人及び情報システムに関する情報を第三者に開示・漏洩してはならない。なお、契約業務終了後も同様とする。
- (8) 本市が提供した個人及び情報システムに関する情報の管理について、本市が情報システム監査等を求めた場合はこれに応じ、円滑に検査が遂行できるよう協力しなければならない。
- (9) 本契約の履行にあたり、個人及び情報システムに関する情報の漏洩、紛失、盗難、誤送信等の事故が発生し、またはそれらの疑いもしくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、至急その状況について、書面により本市に報告しなければならない。

6 サービス終了後の処理

サービス終了後は、IaaS (Infrastructure as a Service) における業界標準的セキュリティガイドラインに準拠した手順によりデータ消去を実施しなければならない。

消去後、本市に対して消去完了の報告書を提出すること。

7 瑕疵担保責任

本システムの運用開始日から起算して1年以内に、設計・製造または設定ミスによる不良が判明した場合は、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修復等の作業を実施しなければならない。この場合、不具合部分のみ修正することとし、不具合の改良のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要がある場合には、事前に本市の承認を得なければならない。

8 損害賠償責任

本契約の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託者がその損害を補償すること。ただし、その損害のうち、本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市が補償する。

9 留意事項

- (1) 本仕様書の記載事項は「提案に含めない」「本件とは別に」等の特段の断りがない限り、その実現にかかる費用は本提案の範囲に含めること。
- (2) 受託者は本事業の履行にあたって協力会社等に再委託を行う際は、あらかじめ本市と協議のうえ、承認を得ること。
- (3) 市が許可した再委託先についても守秘義務を遵守する契約を締結し、受託者の責任において管理・監督を行うこと。

10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。